ロ　平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14　法第九十条の十二第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、第八項に規定する基準とする。

15　法第九十条の十二第一項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、第九項に規定する基準とする。

16　法第九十条の十二第一項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号ロの基準とする。

第四十条の四第九項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第九項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「(当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第九十条の十二第一項第四号イ(3)」を「第九十条の十二第一項第四号イ(2)」に改め、同項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第九十条の十二第一項第四号イ(1)」を「第九十条の十二第一項第四号イ(1)(ii)」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項各号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準（法第九十条の十二第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年揮発油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準（法第九十条の十二第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの期間　燃費評価実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

ロ　平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの期間　燃費評価実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第九十条の十二第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

第四十条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第九十条の十二第一項第二号」を「第九十条の十二第一項第二号ロ」に改め、同項第一号中「(1)に掲げる自動車については同表の(1)に掲げる値、同表の(2)に掲げる自動車については同表の(3)に掲げる値、同表の(3)に掲げる自動車については同表の(4)に掲げる値」を「左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄」に改め、「それぞれ」を削り、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「定める」の下に「窒素酸化物の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九十条の十二第一項第二号」を「第九十条の十二第一項第二号ロ」に、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準」を「排出ガス保安基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第九十条の十二第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号ロの基準とする。

第四十条の六に次の二項を加え、同条を第四十条の七とする。

7　法第九十条の十四第四項に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第百四十五条の二の基準とする。

8　法第九十条の十四第四項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証に当該検査自動車が同項に規定する車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されている自動車とする。

第四十条の五を第四十条の六とし、第四十条の四の次に次の一条を加える。

（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）

第四十条の五　法第九十条の十二の二第二項に規定する財務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

2　法第九十条の十二の二第三項の規定の適用がある場合における自動車重量税法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第六十六号）第五条の規定の適用については、同条第一号中「の使用者」とあるのは「について租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の二第三項後段（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）の規定により自動車検査証の交付等を受けた者とみなされた者」と、同条第五号中「前条第四号」とあるのは「前条第四号ハ」と、同条第六号中「その他」とあるのは「当該通知が租税特別措置法第九十条の十二の二第三項前段の規定の適用を受けたものである旨その他」とする。

第四十一条中「第五十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第四十二条中「第九十一条の二第二項」を「第九十一条の三第二項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

（印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件）

第四十三条　施行令第五十二条の三第二項第一号イに規定する財務省令で定める条件は、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、使途、担保（保証人の保証を含む。）の提供、借換えの可否又は保証料の料率とする。

2　施行令第五十二条の三第五項第二号に規定する財務省令で定める要件は、貸付金の償還期間が一年以上であること及びその金銭の貸付けの条件が同項に規定する被災者等に該当しない場合の条件に比して不利なものでないこととする。

別表第六(一)の表の備考2(3)中「分割型分割」の次に「、株式分配」を加え、同表の備考2(7)中「又は分割承継親法人株式」を「、分割承継親法人株式又は完全子法人株式」に、「及び分割承継親法人」を「若しくは分割承継親法人又は同令第113条の2第1項に規定する完全子法人」に、「同令第113条第1項」を「同令第113条第2項」に改め、「分割法人」の次に「又は同令第113条の2第3項に規定する現物分配法人」を加える。